



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 1月25日火曜日 第1627号

◇ 目 次 ◇

| | |
|--|----|
| 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可..... | 69 |
| 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（6件）..... | 69 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（3件）..... | 70 |
| 土地改良区連合役員の就退任の届出..... | 71 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（9件）..... | 72 |
| 県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（3件）..... | 73 |
| 市営土地改良事業の施行の同意..... | 73 |
| 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 74 |
| 愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）..... | 74 |
| 臨港地区の指定（4件）..... | 75 |
| 道路の区域変更（県道丹原小松線）..... | 75 |
| 道路の供用開始（"）..... | 76 |
| 道路の区域変更（県道桜井山路線）..... | 76 |
| 道路の供用開始（一般国道317号）..... | 76 |
| 道路の区域変更（県道今治波方港線）..... | 76 |
| 道路の供用開始（"）..... | 77 |
| 道路の区域変更（県道松山港内宮線）..... | 77 |
| 道路の供用開始（"）..... | 77 |
| 道路の区域変更（県道松山北条線）..... | 77 |
| 道路の区域変更（県道辰巳伊予和気停車場線）..... | 78 |
| 道路の区域変更（一般国道440号）..... | 78 |
| 道路の供用開始（県道久万中山線）..... | 78 |
| 道路の区域変更（県道久万中山線）..... | 78 |
| 道路の供用開始（"）..... | 79 |
| 道路の区域変更（県道宇和高山線）..... | 79 |
| 道路の区域変更（県道蔭淵下波線）..... | 79 |
| 道路の区域変更（県道網代鳥越線）..... | 79 |
| 道路の供用開始（"）..... | 80 |

公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催.....80

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....80

個人演説会の施設の指定.....80

公営企業公告

医療機械の購入.....81

正 誤

平成17年 1月11日付け第1623号愛媛県告示第25号（公共測量の実施の通知）中.....81

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 141 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり松山養護老人ホーム事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、北条市及び中島町を組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から北条市及び中島町を削るなどの変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成16年12月31日

(2) 規約の変更年月日

平成17年 1月 1日

3 増減等の許可年月日

平成16年12月24日

○愛媛県告示第 142 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減内容

市町村合併に伴い、北条市、中島町、小田町、砥部町及び広田村を組合から脱退させる。

2 増減年月日

平成16年12月31日

3 増減許可年月日

平成16年12月17日

○愛媛県告示第 143 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職償金組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減内容

市町村合併に伴い、北条市、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町、日吉村及び上浮穴郡生活環境事務組合を愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合から脱退させる。

- 2 増減年月日
平成16年12月31日
- 3 増減許可年月日
平成16年12月28日

○愛媛県告示第 144 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併に伴い、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町及び日吉村を組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成16年12月31日
- 3 増減許可年月日
平成16年12月28日

○愛媛県告示第 145 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併に伴い、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町及び日吉村を組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成16年12月31日
- 3 増減許可年月日
平成16年12月28日

○愛媛県告示第 146 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併に伴い、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町及び日吉村を組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成16年12月31日
- 3 増減許可年月日

平成16年12月28日

○愛媛県告示第 147 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併に伴い、北条市、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町、日吉村、上浮穴郡生活環境事務組合及び内山地区施設事務組合を愛媛県市町村職員退職手当組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成16年12月31日
- 3 増減許可年月日
平成16年12月28日

○愛媛県告示第 148 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------|---------------------|
| 理 事 | 井 原 巧 | 四国中央市三島宮川三丁目 4 番15号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 石 津 隆 敏 | 四国中央市川之江町2403番地 6 |

○愛媛県告示第 149 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事 | 長 島 清 志 | 今治市大正町七丁目 1 番 3 号 |
| " | 上 田 忠 | 今治市美須賀町二丁目 3 番地の 1 |
| " | 矢 野 典 明 | 今治市石井町一丁目10番 9 号 |
| " | 森 昭 左 | 今治市横田町一丁目 2 番30号 |
| " | 岡 林 興 通 | 今治市郷新屋敷町三丁目 1 番18号 |
| " | 八 木 巖 | 今治市延喜甲85番地第 1 |
| " | 大 澤 慶 三 | 今治市矢田甲698番地の 3 |

| | | |
|----|-------|----------------|
| " | 青野岩夫 | 今治市旦甲129番地 |
| " | 本宮匠 | 今治市郷桜井二丁目2番3号 |
| " | 越智悦夫 | 今治市五十嵐甲331番地 |
| " | 田窪象市 | 今治市杣田甲190番地 |
| " | 越智忠行 | 今治市高橋32番地2 |
| " | 山本岩雄 | 今治市町谷甲305番地1 |
| " | 白石和孝 | 今治市松木301番地2 |
| " | 梶川富士喜 | 今治市波止浜113番地の第2 |
| 監事 | 村越定信 | 今治市砂場町二丁目3番10号 |
| " | 富田利治 | 今治市中寺508番地 |
| " | 長野正志 | 今治市別名240番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|------------------|
| 理事 | 長島清志 | 今治市大正町七丁目1番3号 |
| " | 上田忠 | 今治市美須賀町二丁目3番地の1 |
| " | 矢野典明 | 今治市石井町一丁目10番9号 |
| " | 森昭左 | 今治市横田町一丁目2番30号 |
| " | 岡林興通 | 今治市郷新屋敷町三丁目1番18号 |
| " | 八木巖 | 今治市延喜甲85番地第1 |
| " | 大澤慶三 | 今治市矢田甲698番地の3 |
| " | 青野岩夫 | 今治市旦甲129番地 |
| " | 本宮匠 | 今治市郷桜井二丁目2番3号 |
| " | 越智悦夫 | 今治市五十嵐甲331番地 |
| " | 田窪象市 | 今治市杣田甲190番地 |
| " | 渡部忠男 | 今治市高部甲58番地1 |
| " | 越智忠行 | 今治市高橋32番地2 |
| " | 山本岩雄 | 今治市町谷甲305番地1 |
| " | 白石和孝 | 今治市松木301番地2 |
| 監事 | 村越定信 | 今治市砂場町二丁目3番10号 |
| " | 富田利治 | 今治市中寺508番地 |
| " | 長野正志 | 今治市別名240番地 |

○愛媛県告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|--------------|
| 理事 | 小池哲也 | 松山市泊町885 |
| " | 田中好彦 | 松山市泊町926 - 1 |
| " | 松本峰夫 | 松山市泊町104 |
| " | 田中定秀 | 松山市泊町768 |
| " | 萩野耕司 | 松山市泊町552 |
| 監事 | 中川保 | 松山市泊町513 |
| " | 中村善文 | 松山市泊町511 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|--------------|
| 理事 | 小池哲也 | 松山市泊町885 |
| " | 田中好彦 | 松山市泊町926 - 1 |
| " | 松本峰夫 | 松山市泊町104 |
| " | 田中定秀 | 松山市泊町768 |
| " | 萩野耕司 | 松山市泊町552 |
| 監事 | 山内清茂 | 松山市泊町892 |
| " | 中村善文 | 松山市泊町511 |

○愛媛県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------|------------------|
| 理事 | 加戸守行 | 松山市北持田町122番地 |
| " | 高橋政秀 | 伊予市下三谷1533番地 |
| " | 越智市郎 | 西条市安用甲745番地1 |
| " | 黒田一郎 | 松山市恵原町甲1281番地1 |
| " | 高橋貞雄 | 西条市水見乙1480番地 |
| " | 茅原安夫 | 西条市小松町安井甲488番地1 |
| " | 渡部桂 | 西条市丹原町池田1500番地4 |
| " | 高市通美 | 松山市鷹子町676番地1 |
| " | 和田治樹 | 東温市樋口547番地 |
| " | 廣本在久 | 松山市東野二丁目11番37号 |
| " | 松田正義 | 伊予郡松前町大字昌農内264番地 |
| " | 高須賀敦當 | 東温市南方1319番地 |
| 監事 | 廣田延男 | 西条市石田879番地1 |
| " | 松岡武司 | 松山市余戸南六丁目4番21号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|------------------|
| 理事 | 加戸守行 | 松山市北持田町122番地 |
| " | 高橋政秀 | 伊予市下三谷1533番地 |
| " | 越智市郎 | 西条市安用甲745番地1 |
| " | 黒田一郎 | 松山市恵原町甲1281番地1 |
| " | 玉井實雄 | 西条市丹原町高松甲974番地 |
| " | 高橋貞雄 | 西条市水見乙1480番地 |
| " | 茅原安夫 | 西条市小松町安井甲488番地1 |
| " | 高市通美 | 松山市鷹子町676番地1 |
| " | 住田廣行 | 伊予郡松前町大字南黒田120番地 |
| " | 森房義 | 東温市北方2651番地 |
| " | 和田治樹 | 東温市樋口547番地 |
| " | 廣本在久 | 松山市東野二丁目11番37号 |
| 監事 | 渡部桂 | 西条市丹原町池田1500番地4 |
| " | 本田時寛 | 松山市余戸中一丁目5番23号 |

○愛媛県告示第 152 号

土居町蕪崎土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・泡井地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・泡井地区）計画書の写し
 - (2) 土居町蕪崎土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 153 号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山下地区）計画書の写し
 - (2) 土居町北野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 154 号

土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・天満井手地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・天満井手地区）計画書の写し
 - (2) 土居町土居土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 155 号

宇摩郡土居町天満土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・祇園地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・祇園地区）計画書の写し
 - (2) 宇摩郡土居町天満土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 156 号

宇摩郡土居町中村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・番正寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・番正寺地区）計画書の写し
 - (2) 宇摩郡土居町中村土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 157 号

土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・内の川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・内の川地区）計画書の写し
 - (2) 土居町上野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第 158 号

土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古野揚水地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古野揚水地区）計画書の写し
 - 土居町藤原土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 159 号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下北野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下北野地区）計画書の写し
 - 土居町北野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 160 号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小林地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小林地区）計画書の写し
 - 土居町小林土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第 161 号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（川上・谷工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 162 号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（駄場工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 163 号

県営中山間地域総合整備事業南宇和地区（僧都工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成17年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第 164 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・カシヤ熊地区）の施行に平成17年 1月12日同意した。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 165 号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・笠張地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・笠張地区）計画書の写し
- (2) 東温市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 1月26日から 2月23日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第 166 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第 3 条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 河 川 名 | 区 域 |
|------------|--|
| 幹流 伊之浦川 | 右岸 西予市明浜町依津村字伊の浦 1 番耕地157番地先から同市明浜町依津村字伊の浦 1 番耕地209番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字伊の浦 1 番耕地628番地先から同市明浜町依津村字伊の浦 1 番耕地88番 1 地先まで |
| 幹流 網干川 | 右岸 西予市明浜町依津村字東谷 2 番耕地399番地先から同市明浜町依津村字網干 2 番耕地537番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字東谷 2 番耕地394番地先から同市明浜町依津村字網干 2 番耕地338番 4 地先まで |
| 支流 方堂川 | 右岸 西予市明浜町依津村字方堂 2 番耕地304番地先から同市明浜町依津村字高手 2 番耕地103番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字方堂 2 番耕地373番地先から同市明浜町依津村字尾の花 2 番耕地420番地先まで |
| 幹流 西川 | 右岸 西予市明浜町依津村字内松尾 2 番耕地668番地先から同市明浜町依津村字西 2 番耕地856番 6 地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字内松尾 2 番耕地1295番地先から同市明浜町依津村字岡 2 番耕地518番地先まで |
| 幹流 福岡川 | 右岸 西予市明浜町依津村字福岡 3 番耕地544番地先から同市明浜町依津村字小浜 3 番耕地858番 6 地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字福岡 3 番耕地546番地先から同市明浜町依津村字中村 3 番耕地517番地先まで |
| 小支流 東港川 | 右岸 西予市明浜町依津村字東港 3 番耕地767番地先から同市明浜町依津村字東港 3 番耕地789番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字東港 3 番耕地743番地先から同市明浜町依津村字船戸 3 番耕地709番地先まで |

| | |
|-------------|---|
| 支流 アガクラ川 | 右岸 西予市明浜町依津村字アガクラ 6 番耕地68番地先から同市明浜町依津村字アガクラ 6 番耕地164番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字アガクラ 6 番耕地447番地先から同市明浜町依津村字間 6 番耕地 1 番地先まで |
| 小支流 駄馬川 | 右岸 西予市明浜町依津村字駄馬 6 番耕地123番地先から同市明浜町依津村字駄馬 6 番耕地149番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字駄馬 6 番耕地115番地先から同市明浜町依津村字アガクラ 6 番耕地16番地先まで |
| 小支流 尻無川 | 右岸 西予市明浜町依津村字尻無 6 番耕地96番地先から同市明浜町依津村字アガクラ 6 番耕地42番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字尻無 6 番耕地95番地先から同市明浜町依津村字アガクラ 6 番耕地42番地先まで |
| 支流 西赤滝川 | 右岸 西予市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地240番地先から同市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地267番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地239番地先から同市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地207番地先まで |
| 小支流 東赤滝川 | 右岸 西予市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地230番地先から同市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地262番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地229番地先から同市明浜町依津村字赤滝 6 番耕地261番地先まで |
| 支流 爪立川 | 右岸 西予市明浜町依津村字爪立10番耕地328番地先から同市明浜町依津村字爪立10番耕地397番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字爪立10番耕地326番地先から同市明浜町依津村字爪立10番耕地269番地先まで |
| 支流 銭坪川 | 右岸 西予市明浜町依津村字銭坪10番耕地718番地先から同市明浜町依津村字爪立10番耕地733番 2 地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字銭坪10番耕地717番地先から同市明浜町依津村字爪立10番耕地705番 1 地先まで |
| 支流 行畑川 | 右岸 西予市明浜町依津村字行畑 7 番耕地150番地先から同市明浜町依津村字行畑 7 番耕地167番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字行畑 7 番耕地151番地先から同市明浜町依津村字行畑 7 番耕地131番地先まで |
| 支流 清水川 | 右岸 西予市明浜町依津村字清水 7 番耕地285番地先から同市明浜町依津村字豊後道 7 番耕地289番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字清水 7 番耕地267番 1 地先から同市明浜町依津村字留大道 7 番耕地219番地先まで |
| 支流 西峯川 | 右岸 西予市明浜町依津村字西峯 7 番耕地390番地先から同市明浜町依津村字ウス尻 7 番耕地467番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字西峯 7 番耕地379番地先から同市明浜町依津村字ウス尻 7 番耕地453番地先まで |
| 支流 畑岡川 | 右岸 西予市明浜町依津村字畑岡 8 番耕地145番地先から同市明浜町依津村字タデシリ274番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字畑岡 8 番耕地129番 2 地先から同市明浜町依津村字山の下 8 番耕地84番地先まで |
| 幹流 下ノ谷川 | 右岸 西予市明浜町依津村字下の谷 9 番耕地11番地先から同市明浜町依津村字坪井 9 番耕地161番地先まで 左岸 西予市明浜町依津村字下の谷 9 番耕地320番地先から同市明浜町依津村字宮崎 8 番耕地509番地先まで |

○愛媛県告示第 167 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 河 川 名 | 区 域 |
|------------|--|
| 幹流 浅川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字浅川字神奥391番地先から同町大字浅川字西774番1地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字浅川字西295番地先から同町大字浅川字東182番10地先まで |
| 支流 シダ川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字シダノ奥甲2396番2地先から同町大字河内字垣の内甲1638番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字シダノ奥甲2393番地先から同町大字河内字古屋甲1639番地先まで |
| 支流 ゴナス川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字揚田甲1402番1地先から同町大字河内字是清甲1637番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字揚田甲1894番2地先から同町大字河内字周前甲1640番地先まで |
| 支流 検校谷川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字二甲、甲707番地先から同町大字河内字定寿甲506番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字二甲、甲706番4地先から同町大字河内字定寿甲513番地先まで |
| 幹流 筋川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字中山甲2550番5地先から同町大字河内字幸田甲498番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字中山甲2563番地先から同町大字河内字幸田甲160番地先まで |
| 支流 梅合川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字ハゲ甲800番地先から同町大字河内字神田甲139番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字ハゲ乙840番地先から同町大字河内字幸田甲140番地先まで |
| 幹流 灰の浜川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字灰の浜甲2690番地先から同町大字河内字五反田甲108番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字灰の浜甲2692番地先から同町大字河内字柿水田106番地先まで |
| 幹流 登蓮寺川 | 右岸 北宇和郡吉田町大字河内字登蓮寺甲203番地先から同町大字河内字森木甲21番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字河内字登蓮寺甲383番地先から同町大字河内字三廉甲71登蓮寺登蓮寺番地先まで |

○愛媛県告示第 168 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第38条第 1 項の規定に基づき、次のように吉海港の臨港地区を定めた。

その臨港地区の区域を示す図面は、愛媛県庁、今治地方局建設部、今治市吉海支所において公衆の縦覧に供する。

○愛媛県告示第 172 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

吉海港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 臨港地区の名称
吉海港臨港地区
- 2 臨港地区の区域
今治市吉海町福田の一部、幸新田の一部及び本庄の一部

○愛媛県告示第 169 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第38条第 1 項の規定に基づき、次のように弓削港の臨港地区を定めた。

その臨港地区の区域を示す図面は、愛媛県庁、今治地方局建設部、上島町弓削総合支所において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 臨港地区の名称
弓削港臨港地区
- 2 臨港地区の区域
越智郡上島町弓削明神の一部、下弓削の一部、太田の一部、佐島の一部及び土生の一部

○愛媛県告示第 170 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第38条第 1 項の規定に基づき、次のように中島港の臨港地区を定めた。

その臨港地区の区域を示す図面は、愛媛県庁、松山地方局建設部、松山市役所中島支所において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

中島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 臨港地区の名称
中島港臨港地区
- 2 臨港地区の区域
松山市中島大浦の一部及び小浜の一部

○愛媛県告示第 171 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第38条第 1 項の規定に基づき、次のように三崎港の臨港地区を定めた。

その臨港地区の区域を示す図面は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部、三崎町役場において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 臨港地区の名称
三崎港臨港地区
- 2 臨港地区の区域
西宇和郡三崎町三崎の一部、高浦の一部、大佐田の一部及び井野浦の一部

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 丹原小松線 | 西条市丹原町田野上方2139番10地先から 同町田野上方1108番2地先まで | 旧 | メートル 3.0~11.8 | キロメートル 0.140 | |
| | | | 新 | 12.0~21.0 | 0.140 | |

○愛媛県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|-------------|
| 県 道 | 丹原小松線 | 西条市丹原町田野上方2139番10地先から 同町田野上方1108番2地先まで | 平成17年 1月25日 |

○愛媛県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 桜井山路線 | 今治市片山四丁目13番1地先から 同市片山三丁目193番2まで | 旧 | メートル 6.0~21.8 | キロメートル 0.458 | |
| | | | 新 | 12.0~43.8 | 0.458 | |

○愛媛県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|------|--|-------------|
| 一 般 国 道 | 317号 | 今治市玉川町龍岡下字妙見前丁108番1地先から 同町龍岡下字岩成丙68番1地先まで | 平成17年 1月25日 |

○愛媛県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|--------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 今治波方港線 | 今治市桜井二丁目甲138番9から 同市桜井二丁目甲138番10まで | 旧 | メートル 12.7~17.3 | キロメートル 0.029 | |
| | | | 新 | 15.4~21.2 | 0.029 | |

| | | | | | | |
|---|---|---------------------|---|-------------|-------|--|
| " | " | 今治市桜井二丁目甲1582番 7 から | 旧 | 9 8 ~ 27 6 | 0.061 | |
| | | 同市古国分三丁目甲168番11まで | 新 | 12 8 ~ 30 7 | 0.061 | |

○愛媛県告示第 177 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|--|-------------|
| 県 道 | 今治波方港線 | 今治市桜井二丁目甲138番 9 から 同市桜井二丁目甲138番10まで | 平成17年 1月25日 |
| " | " | 今治市桜井二丁目甲1582番 7 から 同市古国分三丁目甲168番11まで | " |

○愛媛県告示第 178 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 松山港内宮線 | 松山市太山寺町847番 5 から 同市和気町一丁目654番 5 まで | 旧 | メートル 7.6 ~ 8.7 | キロメートル 0.417 | |
| | | | 新 | 15.8 ~ 19.6 | 0.417 | |

○愛媛県告示第 179 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 松山港内宮線 | 松山市太山寺町847番 5 から 同市和気町一丁目654番 5 まで | 平成17年 1月25日 |

○愛媛県告示第 180 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------------|----------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 松山北条線 | 松山市客甲95番 5 地先から 同市客甲82番 1 地先まで | 旧 | メートル 5.4 ~ 14.2 | キロメートル 0.322 | |
| | | | 新 | 5.8 ~ 29.2 | 0.322 | |

○愛媛県告示第 181 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|------------|--|------|-----------------------|-----------------|----|
| 県 道 | 辰巳伊予和気停車場線 | 松山市太山寺町乙245番 5 から 同町乙252番 2 まで | 旧 | メートル 11.7~12.1 | キロメートル 0.076 | |
| | | | 新 | 11.7~26.9 | 0.076 | |
| " | " | 松山市太山寺町乙252番 2 から 同町1576番 4 まで | 旧 | 3.9~22.4 12.1~12.4 | 0.050 0.042 | |
| | | | 新 | 26.9~44.9 | 0.042 | |
| " | " | 松山市太山寺町1576番 4 から 同町1465番 9 まで 松山市太山寺町1576番 4 から 同町1465番 9 まで 及 び 松山市太山寺町乙240番 1 から 同町1465番 9 まで | 旧 | 5.1~18.4 | 0.444 | |
| | | | 新 | 5.1~18.4 12.3~42.2 | 0.444 0.314 | |

○愛媛県告示第 182 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|---------|------|---------------------------------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 一 般 国 道 | 440号 | 上浮穴郡久万高原町西谷字古味2889番 1 から 同字3226番まで | 旧 | メートル 10.0~30.0 | キロメートル 0.175 | |
| | | | 新 | 22.0~45.0 | 0.175 | |

○愛媛県告示第 183 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|-------------|
| 県 道 | 久万中山線 | 伊予郡中山町大字出淵 8 番耕地595番10地先から 同大字 4 番耕地714番 2 まで | 平成17年 1月25日 |

○愛媛県告示第 184 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|------------------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 県 道 | 久万中山線 | 伊予郡中山町大字出淵 8 番耕地595番12 | 旧 | メートル 19.0~19.8 | キロメートル 0.029 | |
| | | | 新 | 19.8~44.2 | 0.029 | |

| | | | | | | |
|---|---|---------------------------|---|-----------|-------|--|
| " | " | 伊予郡中山町大字出淵 4 番耕地794番 3 から | 旧 | 12.2~13.8 | 0.013 | |
| | | 同大字 8 番耕地599番 3 まで | 新 | 23.0~26.8 | 0.013 | |

○愛媛県告示第 185 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|-------------|
| 県 道 | 久万中山線 | 伊予郡中山町大字出淵 8 番耕地595番12 | 平成17年 1月25日 |
| " | " | 伊予郡中山町大字出淵 4 番耕地794番 3 から 同大字 8 番耕地599番 3 まで | " |

○愛媛県告示第 186 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 宇和高山線 | 西予市明浜町依津10番耕地724番 1 から 同町依津10番耕地724番 2 まで | 旧 | メートル 8.2~32.6 | キロメートル 0.148 | |
| | | | 新 | 14.2~57.2 | 0.150 | |

○愛媛県告示第 187 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 蔦淵下波線 | 宇和島市遊子679番 2 地先から 同市遊子716番地先まで | 旧 | メートル 11.0~18.5 | キロメートル 0.097 | |
| | | | 新 | 12.5~21.8 | 0.097 | |

○愛媛県告示第 188 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 網代鳥越線 | 南宇和郡愛南町油袋78番地先から 同町油袋96番 2 まで | 旧 | メートル 5.8~7.5 | キロメートル 0.132 | |
| | | | 新 | 17.7~77.0 | 0.132 | |

| | | | | | | |
|---|---|------------------|---|-----------|-------|--|
| " | " | 南宇和郡愛南町油袋619番3から | 旧 | 4.9~7.7 | 0.045 | |
| | | 同町油袋621番3まで | 新 | 8.5~13.3 | 0.045 | |
| " | " | 南宇和郡愛南町家串3番2 | 旧 | 7.2~11.3 | 0.059 | |
| | | | 新 | 28.4~38.7 | 0.059 | |

○愛媛県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------|-------------|
| 県道 | 網代鳥越線 | 南宇和郡愛南町油袋78番地先から 同町油袋96番2まで | 平成17年 1月25日 |
| " | " | 南宇和郡愛南町油袋619番3から 同町油袋621番3まで | " |
| " | " | 南宇和郡愛南町家串3番2 | " |

公 告

○公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催について

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する講習会を開催する。

平成17年 1月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の期日
平成17年 3月18日（金）
午前9時から午後5時まで
- 講習会の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館6階大会議室
- 受講申込書の提出期限
平成17年 2月28日（月）。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受講申込書の提出先
〒790 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による直接請求（愛媛県議会議員松山市選挙区の議員の解職請

求に限る。）の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年 1月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

| 選挙区 | 選挙権を有する者の総数 | 同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 |
|-----|-------------|--|
| 松山市 | 412,027 | 135,338 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として鬼北町選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。

平成17年 1月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

| 施設名称 | 所在地 | 収容人員 |
|-----------------------|----------------|------|
| 鬼北町広見 体育センター | 北宇和郡鬼北町近永800-1 | 500人 |
| 鬼北町農林業者 トレーニングセンター | 北宇和郡鬼北町下鍵山734 | 600人 |
| 鬼北町富母里 施設体育館 | 北宇和郡鬼北町父野川上93 | 300人 |

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 1月25日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機械の購入

(2) 購入物品名及び数量

P E T - C Tシステム一式 (P E T - C T装置一式、
周辺機器一式、取付け、調整等一式)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成18年 2月28日

(5) 納入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成17年 3月 7日(月)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年 3月 7日(月)午後2時

愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
PET - CT System , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p . m . , 7 March 2005

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

平成17年 1月11日付け第1623号愛媛県告示第25号(公共測量の実施の通知)中

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------------|----------|--------------|
| 11 | 告示中 上から2行目 | 地域振興整備公団 | 独立行政法人都市再生機構 |

